

2018年

全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権
統一規則



一般社団法人

日本自動車連盟

2018年 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則

不許複製

編集・発行： 一般社団法人
日本自動車連盟

東京都港区芝大門1丁目1番30号

2018年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

目次

第1章 大会告知	
第1条 競技会特別事項	1
第2章 競技参加に関する基準規則	
第2条 参加車両	4
第3条 競技クラス区分	4
第4条 参加者および競技運転者（ドライバー）	4
第5条 参加受理優先基準	5
第6条 同一競技会の参加制限	5
第7条 参加申込方法および参加受理	5
第8条 参加者に対する指示および公示	5
第9条 車両の変更	5
第10条 車両検査	5
第3章 競技に関する基準規則	
第11条 競技コース	6
第12条 ドライバーズブリーフィング	7
第13条 慣熟走行または慣熟歩行	7
第14条 スタート	7
第15条 リタイヤ	7
第16条 一般安全規定	7
第17条 タイヤ	8
第18条 競技運転者の装備	9
第19条 信号表示	9
第20条 競技の中断	9
第21条 計時	9
第22条 順位決定	10
第23条 競技上のペナルティー	10
第24条 審判員	10
第4章 抗議	
第25条 抗議	10
第26条 抗議の制限時間	10
第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮	
第27条 競技会の成立、延期、中止、または短縮	11
第6章 儀典および賞典	
第28条 儀典	11
第29条 賞典	11
第7章 参加者および競技運転者の遵守事項	
第30条 遵守事項	11
第8章 本統一規則の解釈および施行	
第31条 本統一規則の解釈	11
第32条 罰則	11
第33条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項	12
《参考》	
2018年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定	13
2018年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定	23
2018年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権カレンダー	27
2018年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権シードドライバー	29

2018年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則

2017年11月22日制定

2018年 1月 1日施行

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。
また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。

○競技会の定義および組織

2018年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2018年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2018年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○競技会の名称

2018年JAF全日本[ジムカーナ/ダートトライアル]選手権第 戦
「[競技会の名称]」

○競技種目

[ジムカーナ/ダートトライアル]

○競技の格式

JAF公認：国内競技、JAF公認番号 年 号

○開催日程

2018年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間

○競技会開催場所（コース公認No. -[I/II]- ）

名称：

所在地：

担当者名：

TEL：

FAX：

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称：

代表者名：

所在地：〒

TEL：

FAX：

[共催の場合3クラブまでの名称を記載]

登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

○競技のタイムスケジュール

1日開催 (1Day)	2日開催 (2Days)
<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートオープン [時刻を記載] ・公開練習 (実施の場合は明記) [時刻を記載] ・公式受付 (参加確認受付) [時刻を記載] ・公式車両検査 [時刻を記載] ・慣熟走行 (歩行) [時刻を記載] ・開会式 [時刻を記載] ・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載] ・第1ヒート [時刻を記載] ・慣熟走行 (歩行) (第1ヒート終了後 分後) ・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後) ・表彰式 (閉会式) [予定時刻を記載] 	<p>1日目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートオープン [時刻を記載] ・公開練習 (実施の場合は明記) [時刻を記載] ・公式受付 A (参加確認受付) [時刻を記載] ・公式車両検査 A [時刻を記載] ・車両持出受付 [時刻を記載] ・ゲートクローズ [時刻を記載] <p>2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートオープン [時刻を記載] ・公式受付 B (参加確認受付) [時刻を記載] ・公式車両検査 B [時刻を記載] ・慣熟走行 (歩行) [時刻を記載] ・開会式 [時刻を記載] ・ドライバーズブリーフィング [時刻を記載] ・第1ヒート [時刻を記載] ・慣熟走行 (歩行) (第1ヒート終了後 分後) ・第2ヒート (第1ヒート終了後 分後) ・表彰式 (閉会式) [予定時刻を記載]

※公式練習、公式予選等を設ける場合は、その詳細を記載すること。

※2日開催の場合、公式受付 A (参加確認受付) および公式車両検査 A を原則とする。但し、第9条車両変更申請は公式受付 B (参加確認受付) を最終とする。

○その他の事項

- 1) 慣熟走行 (歩行) : [走行か歩行かを記載]
- 2) 賞典 : 国内競技規則 4-8 19) に基づく賞の細目。
- 3) [選手権対象外で併催するクラスがあれば記載]
- 4) [第23条 (統一規則) 競技上のペナルティー以外にペナルティーを規定する場合は、JAFの承認を得て記載]

○諸施設の見取り図

下記諸施設の位置を明示した見取り図を特別規則または公式通知にて示す[参加受理書と共に発送すること]。

- 1) パドック

- 2) 参加受付場所
- 3) 車検場
- 4) 競技会事務局
- 5) 審査委員会室
- 6) 公式通知掲示板
- 7) ブリーフィング会場
- 8) 医務室
- 9) 計時・コントロール室
- 10) 表彰式会場

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1) 当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第11条に従う。
- 2) 全日本ジムカーナ選手権におけるPN部門およびAE部門に参加する車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。ただし、下記(2)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。
 - (1) 日本自動車タイヤ協会(JATMA)の定めるJATMAラベリング規格における転がり抵抗C以上、ウェットグリップd以上であること、または欧州のグレーディング規格における転がり抵抗F以上、ウェットグリップE以上のタイヤであること。
 - (2) 上記(1)を満たしたタイヤでかつタイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。
 - (3) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されていること。
- 3) 全日本ダーツトライアル選手権におけるN部門クラス2に参加する車両のうち、下記(1)あるいは(2)に定める条件を満たす車両については、当該年のJAF国内競技車両規則第3編第4章スピードN車両規定第4条4.2)の「当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量(同一車両型式)に50kg増量された値とする。」は適用しない。
 - (1) FIAまたはJAF公認車両であり、同一車両型式の最も古い公認発効年が2006年の1月1日以降の車両。
 - (2) JAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年の1月1日以降の車両。
 - (3) 当該車両がFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両として資格を重複して有する場合は、同一車両型式の公認発効年またはJAF登録年の最も古い年から起算して、上記(1)あるいは(2)に定める年数による資格を決定する。

第3条 競技クラス区分

当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第12条に従う。

第4条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。

3) 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第5条 参加受理優先基準

- 1) シードドライバー。
- 2) 前年および当該年度の全日本および地方選手権の上位入賞者。

第6条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り認められる。

第7条 参加申込方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。参加料は現金書留の他振り込み等も認められる。
- 2) 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名: ヴィッツ、マーチ等)を入れること。
- 3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。
なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第8条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第9条 車両の変更

当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第25条に従う。

第10条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。
また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、

または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。

- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) J A F が指定した競技番号（ゼッケン）を公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長は、P N 部門、N 部門、S A 部門各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。
- 9) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 10) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 11) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 12) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダーツトライアル選手権規定第5章第3条2. に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 13) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第11条 競技コース

- 1) 競技コース（公式練習、公式予選を含む）は、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、参加確認受付時に公式通知として参加者に配付される。
- 2) 競技コース図に記載される事項は、以下の通りとする。
 - (1) スタート・走路・決勝の各審判員の判定場所（ポスト）
 - (2) 救急・消火・レスキュー等の車両待機場所
 - (3) 医師（看護師等の有資格者配置の場合、同資格者も含む）待機 場所
 - (4) 技術委員長待機場所
 - (5) 重複参加者（Wエントリー）交代場所

- (6) 排出ガス測定場所・タイヤ申告場所
 - (7) 停止線（パドック導入路前）
 - (8) 出走前のサービス可能な最終地点
- 3) 公開練習のコース設定は、競技コースと異なる設定にて行われる。

第12条 ドライバーズブリーフィング

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第13条 慣熟走行または慣熟歩行

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

第14条 スタート

スタート前、コース査察車（マーシャルカー）は、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施しなければならない。

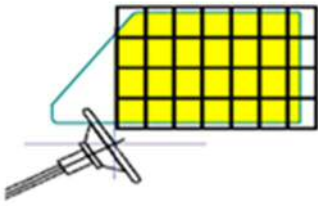
- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、ランニングスタートとする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第15条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第16条 一般安全規定

- 1) スピードN車両部門、スピードSA車両部門、スピードSC車両部門およびスピードD車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。
スピードPN車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。
- 2) オープンカーは乗員保護のため、ジムカーナ競技については4点式以上、ダートトライアル競技については6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。
ダートトライアル競技についてはネットの装着を強く推奨する。
その場合、ネットは以下の仕様でなければならず、窓の開口部をステアリングホイールの中心まで塞がなければならない。



- ・材質：耐摩耗性のあるもの
- ・帯の最小幅：19 mm
- ・網目の最小サイズ：25×25 mm
- ・網目の最大サイズ：60×60 mm
- ・装着要領：脱着可能であること

ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。

取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。

- 5) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること

第17条 タイヤ

スピードPN車両部門、スピードN車両部門、スピードSA車両部門およびスピードAE車両部門に参加する車両のタイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温することは禁止される。

1) ジムカーナ競技：

- (1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は1セット（4本）のみとする。
- (2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット（4本）がマーキングされる。
- (3) マーキングされたタイヤは、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは変更、交換および／または裏組みをすることは許されない。

2) ダートトライアル競技：

- (1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は最大8本とし、銘柄およびサイズの異なるタイヤを任意に組み合わせ使用することができる。ただし、同一銘柄のタイヤは最大4本とする。
- (2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット（4本）がマーキングされる。
- (3) マーキングされたタイヤを第2ヒートに使用しない場合は、最終車両検査または車両保管もしくは正式結果の発表があるまでは参加者が保管する。
- (4) 第1ヒートでタイヤがバースト、またはトレッド部の欠損が著しく交換を要する場合は、次の事項を条件に最大2本まで同一溝パターン（銘柄およびサイズ）のタイヤに交換することができる。
 - ① 自車の第1ヒート走行終了直後に競技会技術委員長（または技術委員）に口頭で申告するとともに交換を要するタイヤの確認を受ける。
 - ② 競技会技術委員長（または技術委員）の確認を受けた後、速やかに交換するタイヤに書面（参加部門

クラス、参加者名および参加車両の型式、交換するタイヤのサイズ、理由)を添えて申告する。

③競技会技術委員長(または技術委員)は、交換したタイヤにマーキングを行う。

第18条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。当該年の国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」の耐火炎レーシングスーツ、耐火炎レーシングシューズ、耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。
- 2) 競技ヘルメットは、JAF「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第19条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。

なお、灯火信号等の本統一規則に定めていないものを使用する場合は、バックアップ体制を含めて特別規則に記載される。

国旗またはクラブ旗	: スタート合図
黄旗	: パイロン移動、転倒、脱輪
黒旗	: ミスコース
赤旗	: 危険有り直ちに停止せよ
緑旗	: コースクリア
チェッカー旗	: ゴール合図

第20条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第21条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 自動計測機器は、独立した自動計測器によるバックアップ体制をとり、センサー等はコントロールライン上に設置し、位置や高さを統一するとともに外的要因による影響を受けないように保護すること。
- 4) 万一自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチにて1/1000秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。
- 5) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第22条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第23条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) ドライバーズブリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合1万円とする。
- 10) 第17条に反してタイヤを変更、交換および/または裏組みをした場合、その本数に拘わらず、当該ヒートの走行タイムに2秒を加算する。
- 11) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第24条 審判員

- 1) 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、本統一規則第23条1)～8)および11)とする。
- 2) 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。

第4章 抗議

第25条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第26条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第27条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダーツトリアル選手権規定第31条に従う。

第6章 儀典および賞典

第28条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、全日本選手権競技会として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。

第29条 賞典

- 1) JAF賞：全部門・全クラスの1位～3位に対してJAF楯が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダーツトリアル選手権規定第15条2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第30条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、競技中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第31条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第32条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第 3 3 条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項については、J A F 国内競技規則とその付則、および F I A 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、J A F において決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上

2018年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定

2017年 3月23日改正

2018年 1月 1日施行

第1章 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2018年（以下「当該年」という。）のジムカーナ/ダートトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第1条 選手権の種別および区分

1. 日本ジムカーナ選手権

- 1) 全日本ジムカーナ選手権
- 2) 地方ジムカーナ選手権

地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。

ただし、JAFの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード競技公認コースで開催することができる。（例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。）

2. 日本ダートトライアル選手権

- 1) 全日本ダートトライアル選手権
- 2) 地方ダートトライアル選手権

地方選手権区分は国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による。

ただし、JAFの承認を得て、隣接する行政区画にあるスピード競技公認コースで開催することができる。（例：関東地方選手権を中部地方で開催する場合。近畿地方選手権を中部地方で開催する場合。）

第2条 選手権競技会の格式

全日本選手権競技会の格式は国内競技とする。

地方選手権競技会の格式は準国内競技または国内競技とする。

第3条 選手権競技会の数

1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は10大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は10大会とする。

なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に1競技会の開催を原則とする。

2. 地方ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

第4条 オーガナイザー

全日本選手権：公認団体、公認クラブまたは加盟クラブが組織できる。

地方選手権：公認団体、加盟団体または公認クラブ、加盟クラブが組織できる。

第5条 選手権の申請資格

下記のいずれかの条件を満たすこと。

1. 全日本選手権：

過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、JAFカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。

2. 地方選手権：

1) 上記1. の全日本選手権申請資格のあるもの。

2) 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の地方選手権競技会を1回以上開催した実績のあるもの。

3) 過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に地方格式以上の当該競技種目の競技会を3回以上開催した実績のあるもの。

※共催について：

上記1. または2. の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は3クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記1. または2. に定める開催実績として認める。

第6条 選手権の登録申請

選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の申請書に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。

なお、全日本選手権の登録申請は、競技種目毎に1クラブ（団体）1申請までとする。

1. 選手権の開催月日、種別、区分、部門、およびクラス区分

2. 選手権の開催場所

3. コース公認申請者の同意：

カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。

4. その他必要事項

第7条 選手権開催日程

全日本選手権：当該年の1月1日～10月第2日曜日

地方選手権：当該年の1月1日～10月第1日曜日

第8条 選手権の認定

JAFは、当該選手権として申請された中から日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会に適合する競技会を当該選手権競技会として認定する。

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、開催日程を含め選手権競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。

JAFは競技会終了後選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 選手権競技会の公示

JAFは、認定された選手権競技会を、当該年度の始めまでに公示する。

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の書式により組織許可申請書類をJAFに提出しなければならない。

1. 全日本選手権競技会は開催日の3ヶ月前まで。
2. 地方選手権競技会は開催日の2ヶ月前まで。

第11条 参加車両

1. PN部門

PN部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則（以下「車両規則」という。）第3編スピード車両規定に定めるスピードPN車両（PN車両）に適合したものとする。

2. N部門：

N部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両（N車両）に適合したものとする。

3. B部門：

B部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両（B車両）に適合したものとする。（地方選手権のみに適用）

4. SA部門：

SA部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両（SA車両）に適合したものとする。

5. SAX部門：

SAX部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSAX車両（SAX車両）に適合したものとする。

6. SC部門：

SC部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両（SC車両）に適合したものとする。

7. D部門：

D部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両（D車両）に適合したものとする。

8. AE部門：

AE部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則に定める当該車両規定に適合したものとする。

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

1) 全日本ジムカーナ選手権：

(1) 部門：

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、SA部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、SA、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動（FF、FR）のPN車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF、FR）のPN車両。

クラス3：気筒容積1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動（FR）のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

クラス4：クラス1、クラス2およびクラス3に該当しないPN車両。

スピードSA車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA車両。

クラス3：後輪駆動のSA車両。

クラス4：4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門：（クラス区分なし）

スピードAE車両部門：（クラス区分なし） 2) 地方ジムカーナ選手権：

(1) 部門：

地方ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、B部門、SA部門、SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の中から、下記(2)の①または②の何れかに区分された部門により構成される。

(2) クラス区分：

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次のa.～c.の要件全てを満たし、JAFの承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a.～c.の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

a. クラス区分は最大14区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE）を合体

してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることも認められる。

さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。

b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。

c. 上記a. およびb. について、当該年の前年の11月15日までに、その内容を記した書面をJAFに提出すること。

2. 日本ダートトライアル選手権

1) 全日本ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA部門、SC部門、D部門およびAE部門の6部門で構成される。

(2) クラス区分：

PN、N、SA、SC、D、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

スピードN車両部門：

クラス1：2輪駆動のN車両。

クラス2：4輪駆動のN車両。

スピードSA車両部門：

クラス1：2輪駆動のSA車両。

クラス2：4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門：

クラス1：2輪駆動のSC車両。

クラス2：4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門：(クラス区分なし)

スピードAE車両部門：(クラス区分なし)

2) 地方ダートトライアル選手権：

(1) 部門：

地方ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、B部門、SA部門、SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の中から、下記(2)の①または②の何れかに区分された部門により構成される。

(2) クラス区分：

下記①または②の何れかのクラス区分とする。

①全日本選手権と同クラス区分

②開催地域別に任意に設定されるクラス区分

※次の a. ～ c. の要件全てを満たし、J A F の承認を得ることを条件として、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、a. ～ c. の要件の何れかでも満たすことができない場合は、上記①の全日本選手権と同一クラス区分とする。

- a. クラス区分は最大 11 区分以内とすること。クラス区分に際しては、単一部門内でクラス区分を組み合わせるのみでなく、異なる部門（PN、N、B、SA、SAX、SC、D、AE）を合体してクラス区分を組み合わせることも認められ、また、駆動輪別（前輪駆動、後輪駆動、2輪駆動、4輪駆動等）によるクラス区分を組み合わせることについても認められる。
さらに、それらのクラス区分毎に国内競技車両規則第3編スピード車両規定第3章～第7章、第10章に対し、選手権シリーズを通じて特定の制限を加えることも認められる。
- b. 同一地域の地方選手権を構成するオーガナイザー全ての同意を得ること。
- c. 上記 a. および b. について、当該年の前年の 11 月 15 日までに、その内容を記した書面を J A F に提出すること。

第13条 参加資格

当該年度有効な J A F 競技許可証所持者とする。

第14条 参加台数

各選手権競技会の参加台数は原則として制限しない。

第15条 選手権シリーズおよび選手権競技の成立

1. 選手権シリーズの成立

第12条で定められた各選手権競技会が当該年度で本条2. に従って3回以上開催されなければ当該各部門各クラスの選手権シリーズは成立しない。

2. 選手権競技の成立

- 1) 全日本選手権は、各競技会において各部門各クラス5台以上の出走を以って成立する。
- 2) 地方選手権は、各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第16条 選手権競技会の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、登録された選手権競技会が延期、中止、開催不能の場合、その開催日の2ヶ月前までに理由を付して J A F に届出を行い承認を得たうえで、必要な公示を行わなければならない。

正当な理由なく認定された選手権競技会を中止、または開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

また、J A F は組織許可申請以前の中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 規則違反

1. 選手権競技会に適用されるすべての規則または規定に対する違反があった場合、J A F は当該違反者に対し罰則を適用する。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決

定されたドライバーは、当該年度の全得点が無効となる場合がある。

第18条 選手権保持者の認定

1. JAFは第12条の各部門各クラスの最高得点者を日本選手権保持者として認定する。
2. 得点合計の対象は、選手権として成立した当該クラスの競技会の70%（小数点以下四捨五入）とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該選手権クラスの競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1) 有効得点（選手権として成立した当該クラスの競技会数の70%（小数点以下四捨五入））の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち、高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
 - 3) 上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。
ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第19条 得点基準

各選手権競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

得点基準表：

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

第20条 賞の授与

日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権保持者として認定された者に対し、JAFは資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第2章 参加に関する規定

第21条 参加申込みに関する規定

1. 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
2. 全日本選手権
 - 1) シードドライバー
 - (1) JAFは前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位6名を当該部門クラスの当該年度シードドライバーとして認定する。
 - (2) シードドライバーは全日本選手権の認定された部門クラスに限り参加を優先的に認められる。
 - 2) 同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り2名まで認められる。
3. 地方選手権
 - 1) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。

2) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位1位までに認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加は認められない。

第22条 参加申込者に対する参加拒否

組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。

第3章 競技会運営に関する規定

第23条 プラクティス（練習）

オーガナイザーがプラクティスを行う場合は、全参加者にそのスケジュールを公開すること。

第24条 ドライバー変更

ドライバー変更は認められない。

第25条 車両変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第26条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティーの対象となる。

第4章 競技に関する規定

第27条 公式予選

オーガナイザーは、選手権競技会に公式予選を設ける場合は、その実施方法について競技会特別規則に明記すること。

第28条 コースの慣熟

オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

第29条 信号合図

選手権競技会で使用する信号合図は「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に従うこと。特別な信号を使用する場合は競技会特別規則に明記すること。

第30条 順位の決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第31条 競技会の成立、延期、中止、短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

第5章 一般規定

第32条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

第33条 参加者（ドライバー）の遵守事項

1. 参加者は、当該選手権への参加に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
2. 参加者は、当該競技期間中、自己の車両が車両規定および安全規定に適合していることを保証すること。
3. 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第34条 保険

オーガナイザーは保険（共済制度を含む）に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2. に定める措置をとること。

第35条 競技会特別規則

オーガナイザーは、J A F の承認を得て当該選手権競技会の特別規則を発行すること。

第6章 選手権規定の施行に関する規定

第36条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合には、J A F がその処置を決定する。

第37条 選手権規定の変更

JAFは年度途中においても本選手権規定を見直す場合がある。

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2018年1月1日から施行する。

ただし、第6条3. 第12条1. 2) (2) ②C. については、2017年6月1日から施行する。

以上

2018年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定

2017年 3月23日制定

2017年 7月27日改正

2018年 1月 1日施行

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権上位入賞者を対象として、各地域のモータースポーツの健全な発展および振興を図ることを目的に、年1回開催されるジムカーナおよびダートトライアル競技の祭典に「JAFカップオールジャパンジムカーナ」「JAFカップオールジャパンダートトライアル」のタイトルを与える。

第2条 適用規則

JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技は、「FIAのFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、2018年（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。

第3条 競技会の認定

JAFは当該年度全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権、および地方ジムカーナ/ダートトライアル選手権の上位入賞者を対象として開催されるジムカーナ/ダートトライアル競技を「JAFカップオールジャパンジムカーナ」「JAFカップオールジャパンダートトライアル」として認定する。

当該競技会として認定を受けるオーガナイザーは、開催日程を含めJAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技会に関するJAFからの指示事項に従わなければならない。

第4条 開催場所

第1条に基づき、JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル競技会の開催場所は、原則として暦年毎に異なる開催地域とする。

第5条 参加車両

当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。

第6条 部門およびクラス区分

1. JAFカップオールジャパンジムカーナ

当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条1. 1) に下記の部門クラスを加え4部門11クラスで構成される。

スピードPN車両部門

クラスWomen：2輪駆動（FF、FR）のPN車両

2. JAFカップオールジャパンダートトライアル

当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条2. 1) に下記の部門クラスを加え6部門11クラスで構成される。

スピードPN車両部門

クラスWomen：2輪駆動（FF、FR）のPN車両

第7条 開催資格

開催資格は、「公認クラブ、公認団体または加盟クラブ」とし、競技の格式は「国内」とする。

第8条 JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの申請資格

過去5年以内（5年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に当該競技種目の全日本選手権、JAFカップを1回以上、または地方選手権を3回以上開催した実績のあるもの。

※共催について：

上記の申請資格を満たすクラブ（団体）と申請資格を満たさないクラブ（団体）の共催による申請は3クラブ（団体）以内であれば認められる。

この共催によるオーガナイザーの実績は、上記に定める開催実績として認める。

第9条 参加資格と優先順位

1. 当該年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラス10位までの者。
2. 当該年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラス6位までの者。
3. オーガナイザーの選考に基づく者。

ただし、前項1. および2. に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

4. 第6条1. および第6条2. のスピードPN車両部門クラスWomenの参加者は、女性（公的な書類等による性別が女性（FEMALE））とし、且つ前項1. ～3. の何れかを満たさなければならない。

第10条 同一競技会の参加制限

1. 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
2. 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は同一クラスに限り認められる。ただし、PN車両部門クラスWomenは同一部門内に限り認められる。

第11条 参加台数

JAFカップオールジャパン対象部門およびクラスの最大参加台数は、180台までとする。

第12条 競技会の成立

JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルは、各クラス毎に5台以上の出走をもって成

立とする。

第13条 競技規則違反

1. 認定された競技会に適用される規則または規定に対する違反があった場合、JAFは当該違反者に対し罰則を適用する。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則違反は失格となる場合がある。

第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの開催日程と申請手続き

JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。

1. 申請手続き

1) JAFカップオールジャパンジムカーナ

開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。

2) JAFカップオールジャパンダートトライアル

開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）

申請期間：前年の7月15日迄にJAF各地方本部に直接申請すること。

2. 組織許可申請

JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの組織申請は開催日の3ヵ月前までに行わなければならない。

3. 成績報告

オーガナイザーは、成績を「JAF公認競技会・競技結果成績表」に記載し、競技会終了後、直ちにJAF本部に報告しなければならない。

第15条 賞の授与

JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの各部門各クラスで1位となった者に対し、JAFカップを授与し、また2位～6位となった者に対し賞典を与える。

第16条 延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの延期、または開催不能の場合、その開始予定日の2ヵ月前までに、JAFにその理由を付して届け出を行い承認を受けなければならない。
2. 正当な理由がなく、本競技会を開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度以降の本競技会の開催を認めない場合がある。また、JAFは組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第17条 本規定の特例

やむを得ない事情または重大な規則違反により、本規定を適用できない場合は、JAFにおいてその処置を決定する。

第18条 本規定の施行

本規定は2018年1月1日から施行する。

以上

2018年全日本ジムカーナ選手権カレンダー

	開催日	オーガナイザー (クラブ・団体)	オーガナイザー (連絡先)	開催場所
1	3月10日 ～11日	モータースポーツサークル・スピリッツ、 関越スポーツクラブ、 ザ・マーケティングチヨーカーズ	049-235-4886	筑波サーキット コース1000
2	3月31日 ～4月1日	チームフルハウス	082-877-6773	スポーツランド TAMADA
3	4月21日 ～22日	奥州ビクトリーサークルクラブ	022-225-5037	エビスサーキット 西コース
4	5月19日 ～20日	モータリストクラブ レイジィーダブリュエス	072-936-8700	名阪スポーツランド Cコース
5	6月16日 ～17日	カースポーツクラブコピット、 AG.メンバーズスポーツクラブ北海道	011-864-2003	オートスポーツランドスガワ ジムカーナコース
6	7月14日 ～15日	チーム、エトワール、 瀬戸風モータースポーツクラブ愛媛、 ドライバーズクラブルーキー	0892-50-8125	ハイランドパークみかわ ジムカーナコース
7	8月4日 ～5日	菅生スポーツクラブ	0224-83-3116	スポーツランド SUGO 西コース
8	8月25日 ～26日	エスナビゲーター&ドライバーズ、 チームエー・ビー・シー	076-431-3674	イオックスアローザスポーツランド
9	9月15日 ～16日	エーアールシーとびうめ、 ラリーチームクロスロード	092-925-0708	スピードパーク恋の浦
10	9月29日 ～30日	淀レーシングクラブ	079-565-7808	鈴鹿サーキット 国際南コース

2018年JAFカップオールジャパンジムカーナカレンダー

10月27日 ～28日	AG.メンバーズスポーツクラブ北海道、 カースポーツクラブコピット、 新千歳・アクティブ・セーフティ・クラブ	011-864-2003	新千歳モーターランド アクティブ・セーフティパーク
----------------	--	--------------	------------------------------

2018年全日本ダートトライアル選手権カレンダー

	開催日	オーガナイザー (クラブ・団体)	オーガナイザー (連絡先)	開催場所
1	3月17日 ～18日	フォレストスポーツクラブ、 モータースポーツクラブ うめぐみ、 360-Racing	0287-73-5028	丸和オートランド 那須
2	4月14日 ～15日	モータースポーツクラブ ラスカル、 福岡モータースポーツクラブ、 ラリークラブオオイタ	092-621-0664	スピードパーク恋の浦
3	5月5日 ～6日	モータースポーツクラブ はちのへ、 モータースポーツクラブ あきた	0178-28-0075	サーキットパーク切谷内
4	5月26日 ～27日	AG.メンバーズスポーツクラブ 北海道	011-864-2003	オートスポーツランド スカガリ ダートトライアルコース
5	6月17日	スリーアール	076-276-5753	輪島市 門前モータースポーツ公園
6	7月7日 ～8日	ラリーチームはと車、 ラリーチーム. ロードナイト	0269-67-0181	モーターランド野沢
7	7月28日 ～29日	チームサンダース	072-822-3346	京都コスモスパーク
8	9月1日 ～2日	チームシャレット、 エフオートスポーツクラブ、 東濃カーズスポーツクラブ	0566-83-0030	オートパーク今庄
9	10月6日 ～7日	カークラブ錦 チームテスタスポーツ	082-516-5252	テクニックステージ タカタ

2018年JAFカップオールジャパンダートトライアルカレンダー

11月3日 ～4日	チームエムエスエイチ、 エーアールシーとびうめ、 モータースポーツクラブ ラスカル	096-277-1811	スピードパーク恋の浦
--------------	---	--------------	------------

2018年全日本ジムカーナ選手権シードドライバー

(敬称略)

PN1 : 斉藤 邦夫/福田 大輔/深川 敬暢/小林 キュウテン/上野 健司/箕輪 雄介
PN2 : 山野 哲也/河本 晃一/片山 誠司/松本 敏/工藤 典史/松本 悟
PN3 : ユウ/西野 洋平/川北 忠/天満 清/難波 眞/山口 克之
PN4 : 茅野 成樹/野島 孝宏/岡野 博史/角岡 隆志/高橋 和浩/石原 昌行
SA1 : 若林 拳人/志村 雅紀/小武 拓矢/近藤 岳士/一色 健太郎/橋本 克紀
SA2 : 朝山 崇/澤平 直樹/高江 淳/小林 規敏/佐藤 巧/水野 俊亮
SA3 : 小俣 洋平/西森 颯/渡辺 公/鰐部 光二/葛西 悠治/野本 栄次
SA4 : 津川 信次/菱井 将文/飯坂 忠司/佐藤 裕樹/金本 辰也/山田 拓
SC : 西原 正樹/大橋 渡/田辺 剛/野中 信宏/野尻 隆司/小川 謙輔

2018年全日本ダートトライアル選手権シードドライバー

(敬称略)

PN1 : 宝田 ケンロー/上野 倫広/児島 泰/山崎 利博/佐藤 卓也/福山 重義
PN2 : 川島 秀樹/櫻井 貴章/竹本 幸広/鳥居 晴彦/河石 潤/和泉 泰至
N1 : 細木 智矢/岡 翔太/森 大士/齊藤 道夫/花見 誠/古沢 和夫
N2 : 黒木 陽介/北條 倫史/岸山 信之/伊藤 久/星 盛政/信田 政晴
SA1 : 工藤 清美/稲葉 幸嗣/小山 健一/崎山 晶/外山 嘉賢/飯島 千尋
SA2 : 北村 和浩/荒井 信介/鎌田 卓麻/川村 永二/大西 康弘/林 軍市
SC1 : 山崎 迅人/坂田 一也/佐藤 秀昭/則信 重雄/西尾 忠/熊久保 信重
SC2 : 梶岡 悟/田口 勝彦/吉村 修/岩下 幸広/平塚 忠博/磯貝 雄一
D : 谷田川 敏幸/亀山 晃/亀田 幸弘/河内 渉/宮入 友秀/川崎 勝己